

第2次行方市地域公共交通計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務及びプロポーザルの目的

本要領は、行方市地域公共交通協議会(以下、「協議会」という。)が実施する、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第41号)に基づく、「第2次行方市地域公共交通計画策定支援業務」の実施候補者を選定するため、参加事業者に提案を求め、計画策定に関する技術力、情報収集・分析能力等が優れている実施候補者を適正かつ公平に選定する手続き及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 第2次行方市地域公共交通計画策定支援業務
- (2) 履行期間 契約日の翌日 から 令和8年3月27日まで
- (3) 予算金額 12,584,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限額とする。
- (4) 業務内容 別紙「第2次行方市地域公共交通計画(仮称)策定支援業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

3 参加資格要件

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 関東圏内に、本社、支店又は営業所等を有していること。
- (2) 過去5年以内において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第41号)に基づく、地域公共交通計画策定支援業務について、関東圏内の地方公共団体(市町村が主体となった協議会を含む。)等から受注した履行実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産の申立てがされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく、更生手続き開始の申立てがないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続き開始の申立てがないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36条)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

4 担当部局

行方市地域公共交通協議会事務局

行方市企画部事業推進課 事業推進グループ 担当：水貝，花形

〒311-3892 茨城県行方市麻生1561-9(行方市役所情報交流センター内)

TEL：0299-72-0811 / FAX：0299-72-1537

Email:seisaku03@city.namegata.lg.jp

5 審査方法

(1) 審査委員会

厳正かつ公平な審査を実施するため、第2次行方市地域公共交通計画策定支援業務審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 第1次審査

提出書類により審査を行い、第2次審査参加者を選定する。

審査結果は参加者すべてに別途通知する。

※ 第1次審査については、プロポーザルの参加者が多数であった場合にのみ実施する。

(3) 第2次審査

第2次審査は、企画提案書等に基づく、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査及び評価を行い、最高得点者を本業務の実施候補者とする。また、最高得点者が2者以上になった場合は、最高得点者の中から委員による投票を行い決定する。最高得点を得たものと協議が整わない等により、契約に至らない場合は、次点実施候補者と協議を行うものとする。

なお、1者のみによる審査の場合は、審査基準に規定する得点以上の場合に限り、実施候補者として選定する。

(4) 審査の公開又は非公開の別

審査は、全て非公開とする。

6 選定基準

以下に示す項目について、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価基準
ア 会社の業務実績	過去5年以内において、関東圏内の地方公共団体(市町村が主体となった協議会を含む。)等から受注した地域公共交通計画策定業務の履行実績(件数・内容)

イ 業務実施体制	業務が適切に遂行されるよう、実施体制が確保されているか
ウ 企画提案の評価	(ア) 業務の目的, 条件, 内容を理解しているか (イ) 業務工程, 作業フローは現実的なものか (ウ) 地域特性及び行方市地域公共交通計画を正確に理解しているか (エ) 地域公共交通等の調査内容及び調査結果の反映方法は具体的か (オ) 課題解決に向けた施策の検討方法・イメージが行方市の抱える交通課題に対する確か (カ) 企画内容に見合った期間が確保されているか (キ) まちづくり関連計画等を踏まえた内容か (ク) 企画内容は行方市にとって効果的か
エ 業務費用の評価	(ア) 見積もりの妥当性及び見積額の内容

7 契約の締結

実施候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が調い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、実施候補者として特定された者から見積書を徴収する。

ただし、実施候補者に事故等があり、見積書徴収が困難な場合は、次点実施候補者を見積書徴収の相手方とする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月16日(金) 午後5時まで
- (2) 上記4 担当部局と同じ
- (3) 提出方法

持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)又は郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期限日までに必着のこと。)とする。

- (4) 提出書類

作成要領に定める様式第1から様式第4までの書類及び添付書類。

添付書類は、以下のとおりとする。

ア 履行実績を証する書類(契約書の写し等)

イ 納税証明書(未納の税額がないことの証明, 別表1のとおり)

証明書の種類	説明等
国税納税証明書(その3の3)	税務署発行
県税納税証明書(様式40号の4(イ))	茨城県税事務所発行
市税納税証明書(滞納のない証明書)	行方市役所発行
※県税・・・茨城県内に本店, 支店等の事業所がない場合は不要 ※市税・・・行方市内に事業所等がない場合は不要 ※市税の納税証明書交付申請の際は, 市役所窓口で必ず「滞納のない証明書」を指定すること。	

ウ 登記事項証明書(法務局発行)

エ 直近1期分の貸借対照表及び損益計算書の写し

(5) 提出部数

様式1から様式4までの書類 各11部(正本1部, 副本10部は写し可とする。)

添付書類は, 各1部を別冊とする。

(6) 作成方法

第2次行方市地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル提出書類作成要領(以下「作成要領」という。)のとおりとする。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和7年4月28日(月)午前9時から令和7年5月12日(月)午後5時まで

(2) 提出先 上記4 担当部局と同じ

(3) 提出方法

ア 様式は任意とし, 電子メールにより提出すること。また, 電子メール送信後は, 必ず市担当へ受信を確認すること。

イ 電子メールの件名は, 「第2次行方市地域公共交通計画策定支援業務に関する質問(事業者名)」とすること。

ウ 本文に, 事業所名称, 担当者所属, 氏名及び連絡先を明記すること。

(4) 回答方法

令和7年5月15日(木)までに市ホームページに回答一覧を掲載し, 質問者に対し, 電子メールにより市ホームページのURLを送付する。

10 企画提案書等の提出

企画提案書等については, 次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和7年5月30日(金)午後5時まで

※ 郵送の場合は、令和7年5月30日午後5時到着分まで有効とする。

(2) 提出先 上記4 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)又は郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期限日までに必着のこと。)とする。

(4) 提出書類

作成要領に定める様式7並びに業務工程表及び価格見積書

(5) 提出部数

各11部(正本1部、副本10部は写し可)とする。

※ 副本については、プレゼンテーション及びヒアリング審査の際に、審査の公平性を期するため、提案者名は弊社とし、提案者を類推できるような記号等は書類に記載しないこと。

11 第1次審査結果の通知

第1次審査結果は、令和7年6月3日(火)に第1次審査結果通知書(様式5又は様式6)を電子メールで送信し、後日、当該通知書を郵送する。

※ 第1次審査については、プロポーザルの参加者が多数であった場合のみ実施する。

12 第2次審査

第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)については、次のとおり実施する。

(1) 実施日 令和7年6月9日(月) ※時間及び場所等については、別途通知する。

(2) 実施方法

ア 説明時間は、説明20分以内、質疑10分以内とする。

イ 出席者は、3名以内とする。ただし、パソコン等の操作者(発言不可)は、人数に含めないものとする。なお、説明者は本業務の担当者とする。

ウ 企画提案書及びプレゼンテーションの内容については、非公開とする。

エ 審査の公平性を期するため、書類の審査やヒアリング及びプレゼンテーションは事業者名を伏せて行うこととする。

オ 企画提案の説明は、事前に提出した企画提案書により行うものとし、追加資料の提出は認めない。パソコン等を使用した説明も可能とする。ただし、パソコンでの表示内容は、企画提案書の抜粋とし、企画提案書に記載のない表示は、行ってはならない。

カ プロジェクター及びスクリーンは、行方市で準備するが、機器の操作は、提案者が行

うものとする。

13 第2次審査結果の通知

第2次審査に参加した全ての者に、候補者選定結果通知書(様式8)、次点候補者選定結果通知書(様式9)、又は候補者非選定結果通知書(様式10)を電子メールで送信し、後日、当該通知書を郵送する。

14 日程

日程は次のとおりとする。

	項目	日程
1	実施要領等の市ホームページ掲載	令和7年4月28日(月)
2	質問の提出期限	令和7年5月12日(月)
3	質問回答(市ホームページへ公開)	令和7年5月15日(木)
4	参加表明書等の提出期限	令和7年5月16日(金)
5	企画提案書等の提出期限	令和7年5月30日(金)
6	第1次審査結果通知	令和7年6月3日(火)
7	第2次審査	令和7年6月9日(月)
8	第2次審査結果通知	令和7年6月中旬
9	契約締結予定	令和7年6月下旬

15 失格となる場合

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 審査委員会の委員に連絡を求めた場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
- (3) 虚偽の行為があったと認められる場合
- (4) 見積額が、予算金額の上限額を超えている場合

16 無効となる提出書類

次のいずれかに該当する書類は、無効とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 必要な提出書類が整っていないもの
- (4) 作成要領に定める様式及び内容に適合しないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されたもの

17 提出された書類の取扱い

- (1) 提出後における差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された資料は、返却しない。
- (3) 審査を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

18 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合その他必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、行方市情報公開条例(平成17年行方市条例第10号)に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 審査に対する審査請求はできないものとする。